



埼玉労働局発表  
平成29年7月28日



【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課  
課長 塩野 七重  
地方産業安全専門官 佐藤 忠幸  
(電話) 048-600-6206

報道関係者 各位

## 平成29年上半期の労働災害発生状況(6月末速報値) ～死傷災害は前年比2.5%減少、死亡は前年比8人減少～

埼玉労働局(局長 荒木祥一)は、平成29年上半期に発生した埼玉県内の労働災害の死傷者数を取りまとめました。

休業4日以上死傷災害は、前年同期比2.5%減の2,086人、死亡災害は前年同期比8人減の11人となりました。

埼玉労働局では、平成25年から平成29年までを計画期間とする「埼玉第12次労働災害防止計画」に基づき、第三次産業のうち小売業、社会福祉施設、飲食店の3業種、陸上貨物運送事業、製造業及び建設業を重点業種として定め、労働災害防止団体等と協力しながら、労働災害防止対策を推進しています。

### 1 平成29年1月から6月末までに把握した労働災害の発生状況

(1) 休業4日以上死傷と死亡を合計した労働災害(死傷災害)の発生件数は、全産業で2,086人となっており、前年同期の2,139人に比べ53人、2.5%減少しました。また、重点業種については、以下のとおりでした。

- ・ 災害が増加した業種は、建設業243人(前年同期比+40人、19.7%増)、社会福祉施設114人(同+5人、4.6%増)、飲食店90人(同+1人、1.1%増)、となっており、特に建設業が大幅に増加しています。
- ・ 災害が減少した業種は、小売業245人(同-15人、5.8%減)、陸上貨物運送事業400人(同-23人、5.4%減)、製造業498人(同-27人、5.1%減)となっています。

参照資料「平成28年29年埼玉県内における業種別・署別労働災害発生状況」:別添1

「埼玉県内における平成29年6月末現在の業種別労働災害発生状況」:別添2

「埼玉県内における6月末の重点業種別死傷災害発生状況」:別添3

(2) 2,086人の災害を事故の型別で見ると、発生件数の多い順に、①転倒445人(同-46人、9.4%減)、②墜落・転落318人(同+4人、1.3%増)、③動作の反動・無理な動作312人(同-7人、2.2%減)、④はさまれ・巻き込まれ291人(同-1人、0.3%減)となっており、減少してはいますが依然として転倒災害が最多となっています。

重点業種については、建設業と陸上貨物運送業では墜落・転落が最も多く発生したのに対し、製造業では機械によるはさまれ・巻き込まれが最多となっています。また、社会福祉施設では動作の反動・無理な動作、小売業では転倒が最も多く、飲食店では昨年最多だった転倒を抜いて包丁等による切れ・こすれが最多となっています。

参照資料「埼玉県内における平成29年6月末現在の事故の型別死傷災害発生状況」:別添4

「埼玉県内における6月末現在の事故の型別死傷災害発生状況」:別添5

(3) 労働災害による死亡者数は11人で、前年同期の19人に比べ8人、42.1%減少しました。

重点業種では製造業3人(前年同期比-3人、50%減)、建設業2人(同-1人、33%減)、陸上貨物運送事業1人(同-2人、67%減)と減少していますが、死亡者全体におけるこれら3業種が占める割合は約55%と半数を超えています。

全体の事故の型を見ると、はさまれ・巻き込まれが4人で最多となっています。

- ・製造業では3人中2人がはさまれ・巻き込まれとなっています。
- ・建設業では、昨年最多だった高所からの墜落・転落の死亡災害は発生していませんが、飛来・落下、激突されがそれぞれ1人となっています。
- ・陸上貨物運送事業では交通事故による死亡災害は発生していませんが、激突されが1人となっています。
- ・その他の業種では、はさまれ・巻き込まれにより廃棄物処理業と警備業で各1人、墜落・転落により商業(その他の卸売業)で1人、おぼれによりその他の事業で2人となっています。

参照資料「平成29年 死亡災害発生状況」:別添6

「平成29年 死亡災害発生事例」:別添7

## 2 埼玉労働局における労働災害防止の推進に向けた取組

埼玉労働局としては、埼玉第12次労働災害防止計画において平成29年までに死傷者数を4,840人以下とすること、死亡者数を36人以下とすることを目標としており、業種横断的対策として、転倒災害防止の「STOP! 転倒災害プロジェクト」の展開(別添8参照)や「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導を行っています。

重点業種のうち、死亡災害が発生している、製造業に関してはリスクアセスメントの実施等による「挟まれ・巻き込まれ災害」の防止対策を、陸上貨物運送事業については「墜落・転落災害」等の防止対策を推進するための個別指導や研修会を実施するほか、荷主に対する荷役災害防止のための説明会等を実施し、建設業に対しては「墜落・転落災害」等の防止対策を一層推進するため個別指導等を実施します。

なお、建設業については、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた関連工事に伴う建設需要が増加することにより、首都圏では熟練した労働者が不足し、作業に不慣れた労働者による労働災害の発生が懸念されることから、建設業労働災害防止協会埼玉県支部や公共工事の発注機関等とも連携して、事業者による労働災害防止対策が徹底されるよう、現場巡視等の指導を行ってまいります。とりわけ、高所からの墜落防止措置を強化するため、平成27年に改正された労働安全衛生規則の内容について、別添9のパンフレット等を活用して周知徹底を図るとともに、作業の際にはハーネス型安全帯を使用するよう、実際に着用して現場巡視を行う等によりその普及に努めてまいります。

また、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、県等の福祉事業に関する担当部署や業種関係団体等とも連携を図りながら、小売業については転倒、腰痛、墜落・転落等、飲食店については切れ・こすれ、転倒、高温・低温物との接触等、社会福祉施設については腰痛や転倒等の労働災害防止対策のため、個別指導や研修会等を実施することとしています。

参考

## 埼玉第12次労働災害防止計画の概要

### 1 計画の期間

平成25年から平成29年までの5年間とする。

### 2 目標

#### (1) 計画の目標

① 死亡者数:平成29年に平成24年と比較して20%以上減少させる。

② 死傷者数:平成29年に平成24年と比較して15%以上減少させる。

#### (2) 重点業種ごとの目標

目標の実現性を高めるため、重点業種ごとの目標を以下のとおりとする。

① 小売業と飲食店の死傷者数:平成29年に平成24年と比較してそれぞれ20%以上減少させる。

② 社会福祉施設の死傷者数:平成29年に平成24年と比較して10%以上減少させる。

③ 陸上貨物運送事業の死傷者数:平成29年に平成24年と比較して15%以上減少させる。

④ 製造業の死亡者数:平成29年に平成24年と比較して50%以上減少させる。

⑤ 建設業の死亡者数:平成29年に平成24年と比較して35%以上減少させる。

参考資料「埼玉労働局管内における第12次労働災害防止計画に関する状況」:別添10

## 平成28年29年埼玉県内における業種別・署別労働災害発生状況（休業＋死亡）

(平成29年6月末現在)

埼玉労働局

健康安全課

署 別	さいたま		川 口		熊 谷		川 越		春日部		所 沢		行 田		秩 父		合 計		増減	
	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年		
林業	2	1	0	0	2	1	4	1	1	0	0	0	0	1	0	0	9	4	-5	
建設業	土木工事業	10	16	3	5	9	7	3	10	3	9	8	4	1	3	1	2	38	56	18
	建築工事業	34	44	16	20	14	8	16	14	33	32	10	17	6	3	1	1	130	139	9
	木造建築工事業	7	12	2	7	5	2	3	2	4	5	2	5	0	2	1	0	24	35	11
	その他	7	4	3	6	7	5	2	6	13	14	3	9	0	1	0	3	35	48	13
	小計	51	64	22	31	30	20	21	30	49	55	21	30	7	7	2	6	203	243	40
製 造 業	食料品	22	31	8	9	22	24	35	38	39	37	31	30	13	12	3	2	173	183	10
	繊維製品	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	0	1	2	0	0	0	3	5	2
	木材木製品	1	1	0	0	4	1	5	2	4	4	2	4	0	0	2	0	18	12	-6
	パルプ紙製品	2	1	3	1	3	0	5	1	12	8	6	0	2	4	0	0	33	15	-18
	印刷・製本	7	3	8	2	0	0	1	4	2	7	0	3	4	1	0	0	22	20	-2
	化学工業	2	5	3	5	8	10	6	7	13	16	4	7	2	5	0	0	38	55	17
	窯業土石製品	0	2	0	1	6	6	6	3	0	3	0	4	1	2	1	1	14	22	8
	非鉄精錬	0	1	1	0	3	1	1	4	4	1	1	1	0	1	0	0	10	9	-1
	鋳物	1	1	7	7	0	0	0	1	4	2	0	0	1	1	0	0	13	12	-1
	金属製品	6	6	11	7	14	6	12	9	28	19	6	6	4	3	3	1	84	57	-27
	一般機械器具	8	1	4	4	4	3	3	5	8	7	3	1	2	2	0	0	32	23	-9
	電気製品	2	4	1	0	2	3	2	3	1	3	4	2	0	1	1	0	13	16	3
	輸送用機械器具	2	2	2	4	1	7	4	5	2	1	4	4	4	1	1	1	20	25	5
	その他	8	9	8	7	0	3	8	3	17	14	9	7	1	1	1	0	52	44	-8
	小計	61	67	57	48	67	64	88	86	134	124	70	70	36	34	12	5	525	498	-27
交通運輸事業	8	6	4	0	2	2	4	3	10	4	10	12	1	1	0	1	39	29	-10	
陸上貨物運送事業	76	73	54	53	31	29	51	51	130	124	56	49	22	17	3	4	423	400	-23	
その他の事業	270	277	96	82	80	70	126	117	212	190	116	121	29	37	11	18	940	912	-28	
清掃業	12	14	1	1	10	9	6	9	16	14	17	10	4	2	1	0	67	59	-8	
メンテナンス業	19	24	4	1	9	3	5	2	7	1	6	7	1	1	0	0	51	39	-12	
小売業	88	73	21	22	14	16	32	29	73	61	22	28	7	9	3	7	260	245	-15	
飲食店業	24	34	11	6	6	1	13	11	20	20	11	12	4	3	0	3	89	90	1	
警備業	15	11	2	0	1	1	2	5	5	2	3	7	0	0	0	0	28	26	-2	
社会福祉施設	29	33	18	18	11	13	16	14	17	20	14	11	2	2	2	3	109	114	5	
合 計	468	488	233	214	212	186	294	288	536	497	273	282	95	97	28	34	2,139	2,086	-53	

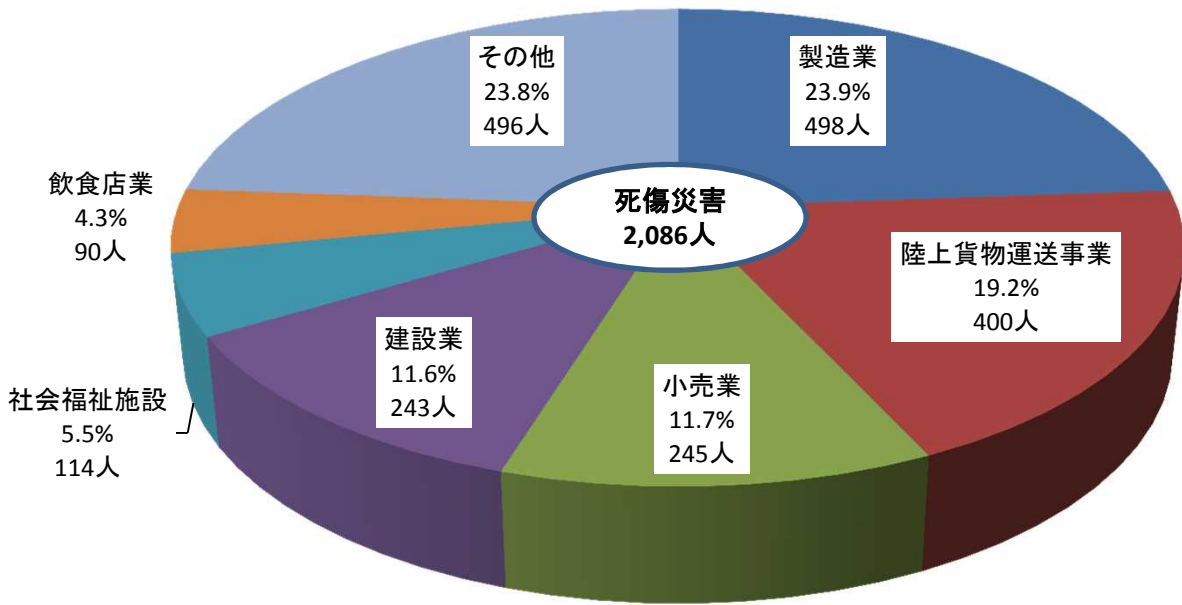
(注) 1) この表は労働者死傷病報告により集計した休業4日以上の死傷病災害件数である。また、前年発生件数は作成時の同期発生件数である。

2) 陸上貨物運送事業には、貨物取扱業が含まれる。

増減率 -2.5 %

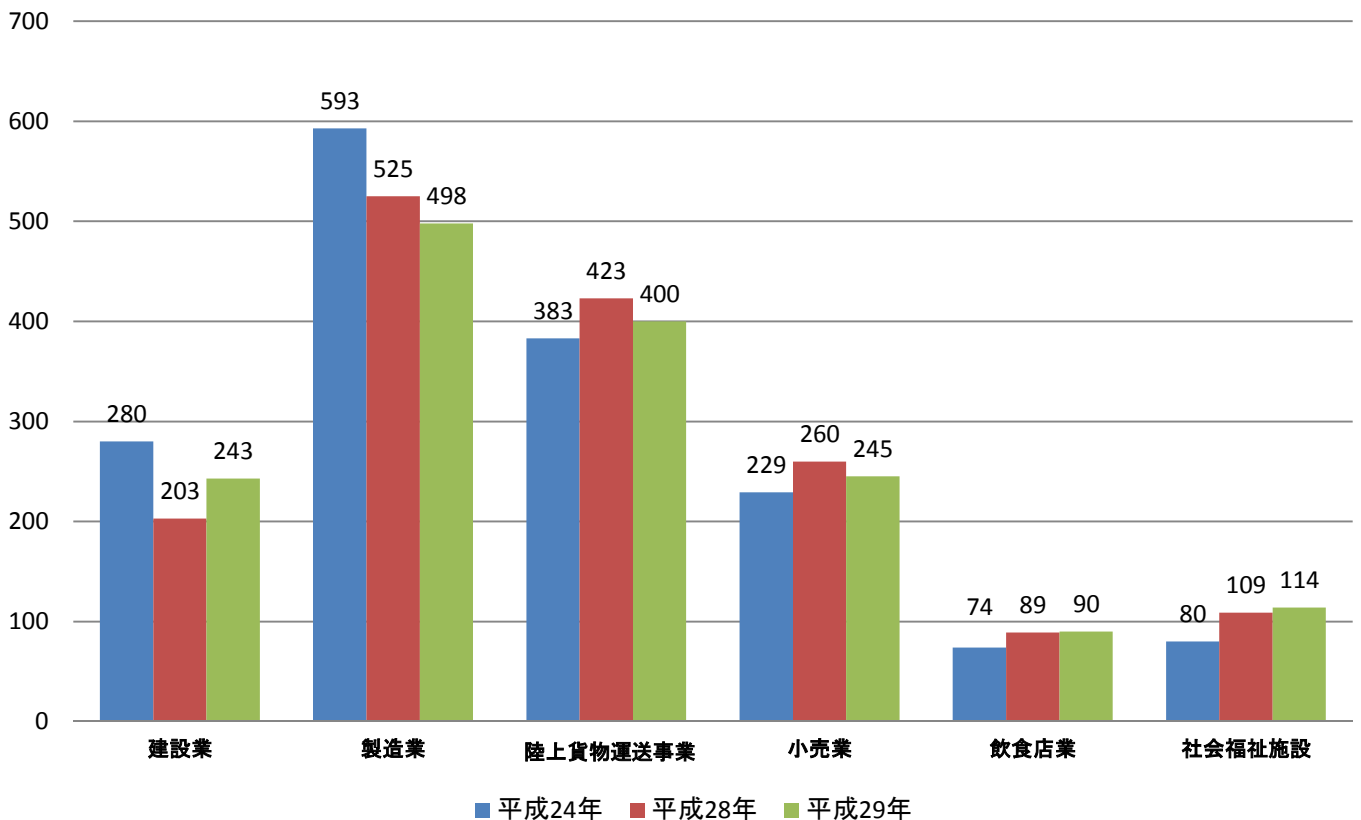
## 別添2 埼玉県内における平成29年6月末現在の業種別死傷災害発生状況

埼玉労働局（労働者死傷病報告による）



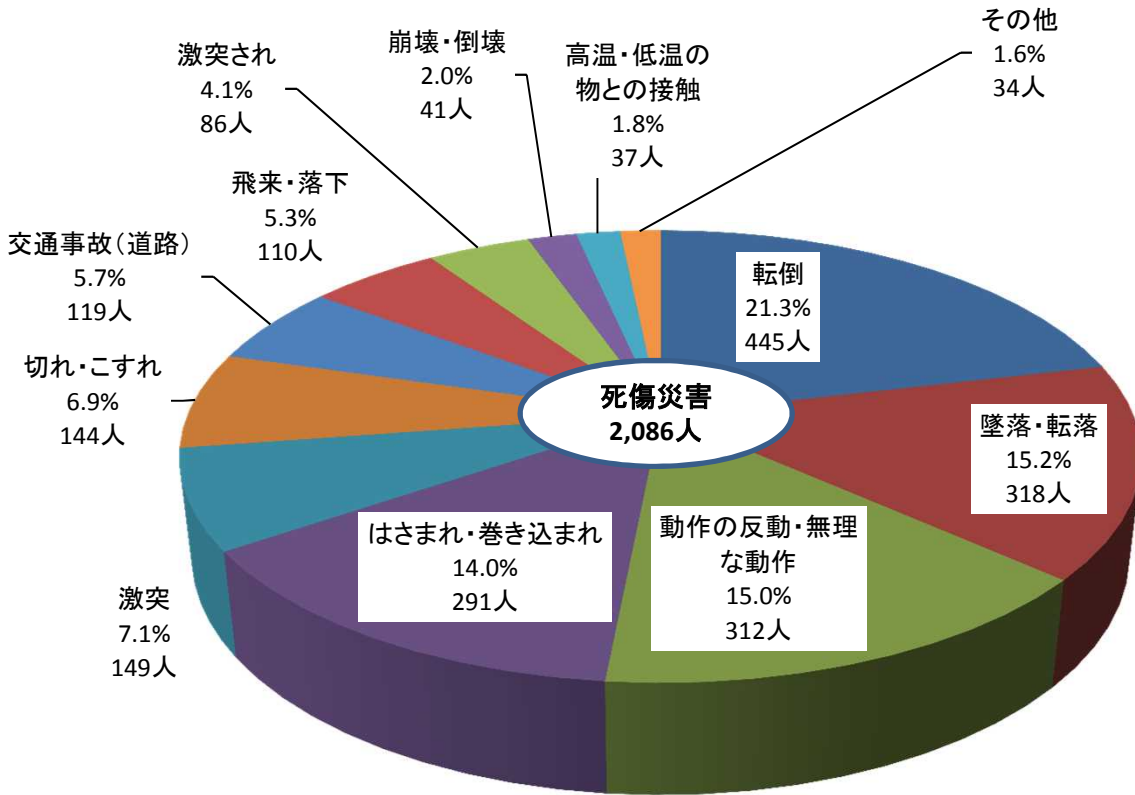
## 別添3 埼玉県内における6月末現在の重点業種別死傷災害発生状況

埼玉労働局（労働者死傷病報告による）



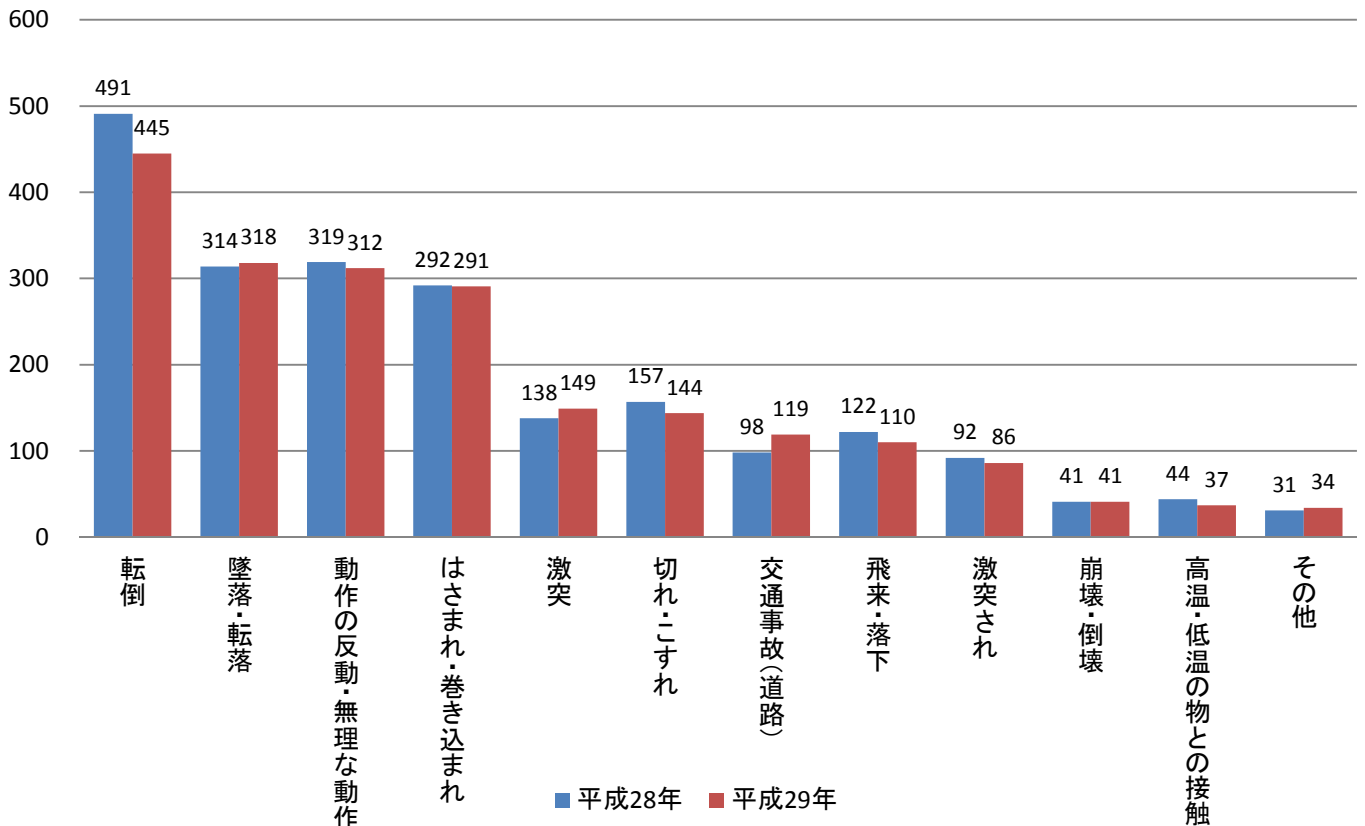
### 別添4 埼玉県内における平成29年6月末現在の事故の型別死傷災害発生状況(全産業)

埼玉労働局 (労働者死傷病報告による)



### 別添5 埼玉県内における6月末現在の事故の型別死傷災害発生状況(全産業)

埼玉労働局 (労働者死傷病報告による)



平成29年 死亡災害発生状況

別添6

埼玉労働局

業種別(同期比較)

		業種別累計						増減	
業種		平成27年	交通事故	平成28年	交通事故	平成29年	交通事故	増減	除く交通事故
製造業		2		6		3		-3	-3
建設業		7	1	3		2		-1	-1
交通運輸事業									
陸上貨物運送事業		2	1	3		1		-2	-2
農林業				1				-1	-1
その他		3	1	6	3	5		-1	2
全産業		14	3	19	3	11		-8	-5

署別(同期比較)

		署別累計						増減	
監督署		平成27年	交通事故	平成28年	交通事故	平成29年	交通事故	増減	除く交通事故
さいたま		2		3		2		-1	-1
川口		1	1	1		3		2	2
熊谷		4	1	5	1	1		-4	-3
川越		3	1	1		2		1	1
春日部		1		6	2	2		-4	-2
所沢		1		2		1		-1	-1
行田		1		1				-1	-1
秩父		1							
全署合計		14	3	19	3	11		-8	-5

業種別・事故の型別

業種	事故の型	墜落・転落	巻き込まれ	飛来・落下	激突され	火災	交通事故	崩壊・倒壊	転倒	その他	合計	前年合計	前年比
製造業			2							1	3	6	-3
建設業				1	1						2	3	-1
交通運輸事業													
陸上貨物運送事業					1						1	3	-2
農林業												1	-1
その他		1	2							2	5	6	-1
合計		1	4	1	2					3	11	19	-8
前年合計		5	2	2	3		3		1	3	19		
前年比		-4	2	-1	-1		-3		-1		-8		

(注) 平成29年死亡者数は前年同期比 **42.1** %減少している。

交通事故による死亡者数は内数である。

陸上貨物運送事業には、貨物取扱業を含む。

本集計は発生日によるものである。

平成29年6月30日現在

平成29年 死亡災害発生事例

別添7

平成29年6月30日現在

番号	発生日	発生時間帯	業種	事業場規模	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	1月	11時	廃棄物処理業	50～99人	被災者が機械式ごみ収集車へごみを投入する作業を行っていたところ、投入口の回転板に挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	トラック
2・3	1月	17時	その他の事業	10～29人	被災者2名は、貯水池の湖面に設置されている水質自動監視装置の保守点検作業を行っていた。その後、事業所から2名と連絡が取れないとの連絡を受けた施設の職員が貯水池を確認したところ、岸近くにエンジン付きボートと浮いている2名を発見した。	おぼれ	水
4	1月	14時	陸上貨物運送業	10～29人	倉庫内において、フォークリフトを運転し作業を行っていた被災者が鋼製ラックとパレット8枚(約170Kg)に胸部を挟まれているところを出入り業者が発見したもの。	激突され	その他の用具
5	2月	11時	建設業(建築)	10～29人	移動式クレーンを使って鉄骨梁(長さ約7.3メートル)を架台(高さ約1.9メートル)へ仮置きする作業において、被災者が鉄骨梁から玉掛用具を取り外したところ、鉄骨が落下し被災者に激突したもの。	飛来・落下	金属材料
6	2月	15時	製造業(自動車付属品製造業)	100～299人	金属粉をプレス成形する機械(成形機)の運転管理を行っていた被災者が、成形機の脇で頭部から血を流している状態で発見されたもの。成形機の金型交換作業中、下降したスライドに頭部が挟まれたと推測される。	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械

平成 29年 死亡災害発生事例

別添7

平成29年6月30日現在

番号	発生日	発生時間帯	業種	事業場規模	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
7	3月	15時	製造業 (鋳物業)	50～99人	鋳物砂を搬送する大型のベルトコンベアー付近において、被災者がベルトコンベアー外に落下して堆積した鋳物砂をホースで吸引し、回収する作業を行っていたところ、安全カバーが外され露出していたベルトコンベアーの回転軸にホースとともに巻き込まれたもの。	はさまれ、 巻き込まれ	動力伝達機構
8	3月	10時	警備業	100～299人	建設現場内の坂道に停車していた無人のダンプトラックが自然に動き出し、交通誘導警備を行っていた被災者へ激突したものの。	はさまれ、 巻き込まれ	トラック
9	4月	8時	商業 (その他の卸売業)	10～29人	配送先の敷地内で荷下ろし作業を行っていたところ、2トントラックの荷台から墜落したものの。	墜落、転落	トラック
10	5月	11時	製造業 (輸送用機械等製造業)	30～49人	汎用旋盤を用いて金属部品の切削加工を行っていた際に、回転していたチャックに取り付けられた加工物を保持するための金属製の爪に頭部が接触し、死亡したものの。	激突	旋盤
11	5月	16時	建設業 (土木)	50～99人	資材置き場において、被災者がごみ集積場所から手押し台車を押して倉庫に戻る途中、別会社の社員が被災者の近くにあったトラックの運転席に乗り込み後進したところ、歩いていた被災者に気づかず巻き込んだもの。	激突され	トラック





# STOP! 転倒災害

## プロジェクト

## 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

### チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!

## 転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見える化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

# STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 [STOP! 転倒](#) [検索](#)

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

## 転倒災害の特徴

### 特徴1 **転倒災害は最も多い労働災害!**

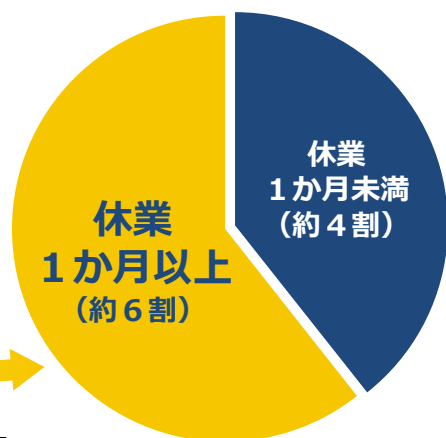
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

### 特徴2 **特に高齢者で多く発生!**

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

### 特徴3 **休業1か月以上が約6割!**

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

## 転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床が滑りやすい素材である。</li> <li>床に水や油が飛散している。</li> <li>ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。</li> </ul>	<p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床の凹凸や段差がある。</li> <li>床に荷物や商品などが放置されている。</li> </ul>	<p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</li> </ul>

## 転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行場所に物を放置しない</li> <li>床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く</li> <li>床面の凹凸、段差などの解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間に余裕を持って行動</li> <li>滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行</li> <li>足元が見えにくい状態で作業しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業に適した靴の着用</li> <li>職場の危険マップの作成による危険情報の共有</li> <li>転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起</li> </ul>

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!  
「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」

[STOP! 転倒](#)

[検索](#)

# 足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置\*を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含まれます。

## <改正のあらまし>

### 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の繋結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

### 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

### 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

### 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 ▶P7



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など  
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更  
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次  
の措置がいずれも必要です。

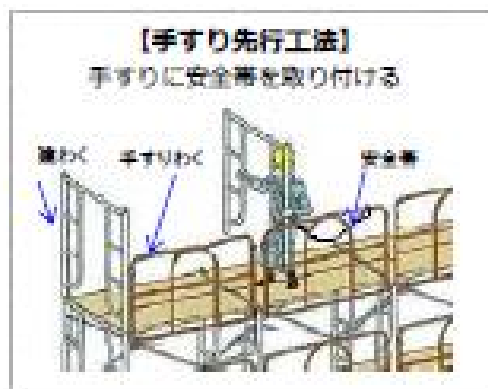
①困難な場合<sup>\*1</sup>を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。

②安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、  
これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の  
組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを  
含みます。

### 安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた  
設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能  
に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を  
満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと縦網が  
含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備  
として利用することができる場合もあります。



▶墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。  
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるため  
の措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

#### <留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を  
有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するた  
めのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）  
によって設置した防網を設置することが含まれます。

## (2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき\*は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

## 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業\*の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

### 特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
2 工事事設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
4 関係法令	1時間	30分

### ▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

#### －経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

## 特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。  
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

**建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。**

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事が終わるまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

#### <留意点>

##### 足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

##### 作業構台の場合：

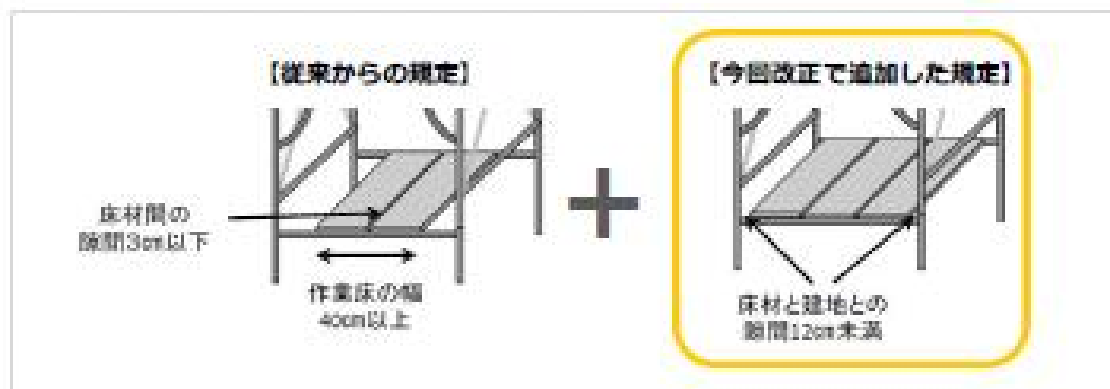
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。



### (1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と建地との隙間を12cm未満とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



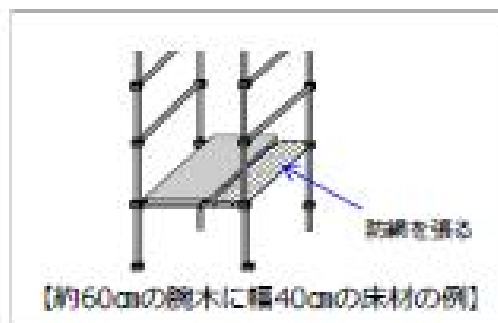
※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

#### <留意点>

- ① 床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ② 床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

#### ▶この規定が適用されない場合◀

- ① はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
  - ② 曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



### <留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

### -経過措置-

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

## (2) 足場用墜落防止設備\*を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、関係労働者以外の者の立入を禁止すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、この作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

※ わく組足場（壁面に係る部分を除く）については、

①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

### <留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

## 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

### <留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの繋結部を溶接することによって、繋結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

# 足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

## 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項をまとめています。

### 1 足場の組立図を作成しましょう

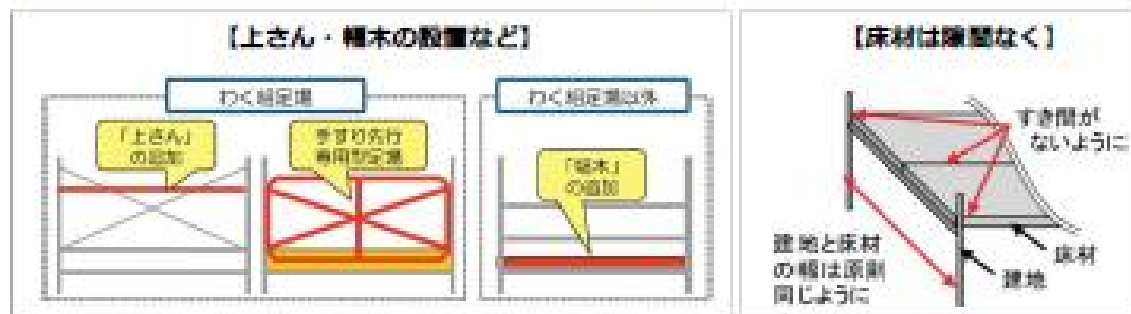
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

### 2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

### 3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
  - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木<sup>※</sup>を設置  
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
  - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

### 4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参照者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

### 5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正労働安全衛生法の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

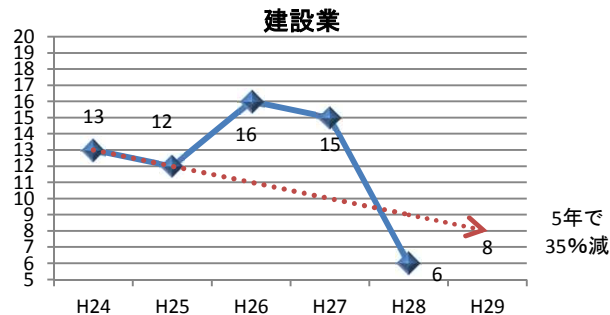
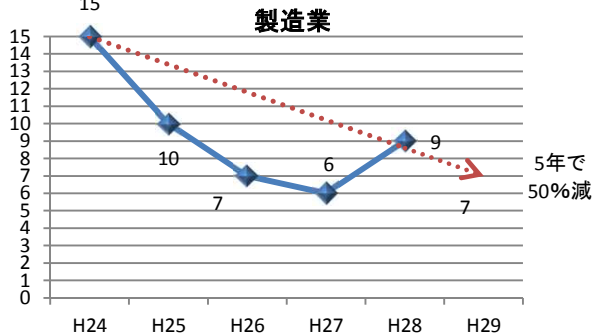
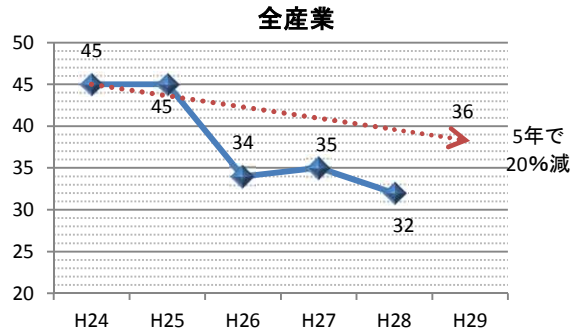
検索

# 埼玉労働局管内における第12次労働災害防止計画に関する状況 (確定値の比較)

別添10

## 死亡災害

- 平成24年よりも28.9%減少
- 製造業は同40.0%減少
- 建設業は同53.8%減少



## 休業4日以上の死傷災害

- 平成24年よりも1.0%増加
- 陸上貨物運送事業は同4.6%増加、小売業は同16.4%増加
- 社会福祉施設は同76.8%増加、飲食店は同26.6%増加

